燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会に係る傷害保険, 賠償責任保険及び動産総合保険業務契約書(案)

- 第1 この契約は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の開催・開催準備に参加する者、従事する者及び一般観覧者等に対する傷害保険への加入及び開催・開催準備業務において第三者に対して法律上の損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険への加入、動産総合保険への加入を目的とする。
- 第2 傷害保険の対象者及び賠償責任保険,動産総合保険の対象物は,別に定める仕様書のとおりとする。
- 第3 この契約による保険期間は、令和5年4月30日午前0時から令和5年10月31日午後12時までとする。
- 第4 保険料は, 円とする。
- 第5 この契約締結後の事情により、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、保険料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 第6 保険内容は、仕様書及び個別仕様書のとおりとする。
- 2 傷害保険死亡保険金は、傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から 180 日以内に死亡したときは、その相続人に対して死亡保険金を支払うものとする。
- 3 後遺障害保険金は、傷害事故を直接の原因として、当該事故の日から 180 日以内に後遺障害 を生じたときは、その者に対して後遺障害保険金を支払うものとする。
- 4 入院保険金及び通院保険金は、傷害事故を直接の原因として、入院又は通院した日数に応じて、入院保険金については事故のあった日から 180 日、通院保険金については事故のあった日から 180 日までの間において 90 日を限度とし、その者に支払うものとする。
- 第7 契約保証金は、 円とする。
- 第8 乙は、保険業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらか じめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。
- 第9 甲が乙に支払う保険料の支払いは、前金払の方法によるものとする。
- 2 前項の前金払した保険料は、傷害保険及び一部の賠償責任保険について、業務終了後実際の 人数・数量等に基づいて算出された確定保険料により精算を行うものとする。

- 第10 乙は,前項に掲げる精算を含む保険業務が完了した場合は,業務完了報告書を甲に提出するものとする。
- 第11 保険契約期間中に事故が生じた場合,甲は乙の指定する事故報告書を提出するものとする。
- 2 保険の対象者名簿は、甲の備え付けとし、保険金額の支払い等が生じる場合、または疑義が 生じた場合に乙に提出する。
- 3 損害賠償責任事故による乙に対する保険金の請求は、甲と被害者の間の法律上の問題が解決した後、甲が乙の指定する保険金請求書に必要な書類を添付して行うものとする。
- 4 傷害保険による乙に対する保険金の請求は、当該被保険者の治療が終わった後、若しくは事故の日より 180 日を経過したとき、当該被保険者が乙の指定する保険金請求書に必要な書類を添付して行うものとする。
- 5 前項の場合において、当該被保険者が死亡した場合は、死亡した者の相続人がその請求を行 うものとする。
- 6 乙は、保険金を支払うときは、保険金請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。また、第4項及び第5項に規定する保険金を支払うときは、併せて甲に対してその旨を文書により通知するものとする。
- 第12 甲及び乙は、本業務に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 第13 乙は、業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 第14 保険業務の処理に関し生じた損害は、乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。
- 2 乙は、業務の実施に当たり第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。
- 第15 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。
- 第16 甲は、自己の責めに帰すべき事由により保険料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき契約金額につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。
- 第17 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はそのおそれがあることが明らかなときは、催告なしにこの契約を解除し、又は変更し、既に支払った保険料の全部又は一部の返還を請求することができる。
 - (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を 妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第9第1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。
 - (2) 乙がその責めに帰する理由によりこの契約に違反したとき。
 - (3) 乙の保険業務の処理が不適当と甲が認めたとき。

- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第 2号に規定する暴力団(以下この号において「暴力団」という。)であると認められると き。
 - イ 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員,支配人,営業所等(営業所,事務所その他 これらに準ずるものをいう。以下この号において同じ。)を代表する者その他いかなる名 称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者若しくは経営を実質的 に支配している者(以下この号において「法人役員等」という。),法人格を有しない団体 にあっては代表者,理事その他法人役員等と同等の責任を有する者又は個人にあってはそ の者,営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経 営を行う役職にある者若しくは経営を実質的に支配している者をいう。以下この号におい て同じ。)が,鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号 に規定する暴力団員等(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められ るとき。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が,自己,自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって,暴力団又は暴力団員等を利用していると認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、 金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極 的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれ らを利用していると認められるとき。
 - ク 再委託契約又は資材,原材料の購入契約その他の契約に当たり,その相手方がアからキ までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ケ 乙が、アからキまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約 その他の契約の相手方としていた場合(クに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して 当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。
- 3 前2項の規定は保険料の支払があった後においても適用するものとする。
- 第 18 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。
- 第 19 乙は, 第 15 条の規定により契約を解除された場合において, 既に保険料の支払がなされているときは, 甲の定めるところにより保険料を返還するものとする。
- 第 20 乙は, 第 17 条の規定により保険料を返還しなければならない場合において, これを甲の 定める納期日までに納付しなかったときは, 納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ, そ の未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

- 第21 乙は、保険業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、保険業務完了年度の翌年から5年間保存しなければならない。
- 第22 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項で必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。
- 第23 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義を生じたときは、 甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会 契約担当者

住 所:鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1

職・氏名:燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

会 長 塩田 康一 回

乙 住所

商号又は名称 代表者 職・氏名

印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- 2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(保有の制限等)

- 第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人 の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければ ならない。

(適正管理)

- 第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (利用及び提供の制限)
- 第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た 個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。 (複写、複製の禁止)
- 第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (再委託の禁止)
- 第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。 (資料等の返還)
- 第8 乙は,この契約による業務を処理するために甲から引き渡され,又は自らが収集し, 若しくは作成した個人情報が記録された資料等は,業務完了後直ちに甲に返還し,又は 引き渡すものとする。ただし,甲が別に指示したときは,その指示に従うものとする。
- 第9 乙は,この契約に違反する事態が生じ,又は生じるおそれがあることを知ったときは,速やかに甲に報告し,甲の指示に従うものとする。 (実地調査)
- 第 10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の状況 について、随時、実地に調査することができる。 (指示)
- 第 11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第 12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。